

平成21年度 第2回文化財審議会議事録

日時 平成22年3月17日(水) 午後1時30分から午後3時

場所 遷喬地区公民館 第1会議室

出席者 委員：星見清晴(会長)、山本晴恵(副会長)、岸本覚、高田健一

事務局：中川俊隆(教育長)、平川誠(文化財課長)、谷岡陽一(課長補佐)

佐々木孝文(係長兼文化財専門員)

1 教育長あいさつ

2 会長あいさつ

3 審議

事務局：本日の欠席委員は2名ですが、委員の半数以上が出席しなければ審議会が開催できないという鳥取市文化財保護条例に基づき、6名中4名の出席ということで本日の会議が成立しますことを報告します。

(1) 鳥取市指定文化財の指定について

「吉岡温泉記・吉岡温泉吟詠草」について

事務局：資料1の指定文化財調書により、文化財の概要について説明。

委員：資料1の所見により吉岡温泉記・吉岡温泉吟詠草の調査においての所見を説明。

委員：吉岡吟詠草には、およそ何種くらいの歌が記されているのか。

事務局：歌の数は数えていないが、相当数あります。

委員：作者である小泉友賢が知り合いの人に声をかけて集めるなど、吉岡温泉に集まってくる知り合いだけではなくもっと広い範囲で詩を集めているという点でも価値が高いと言える。

委員：一般の町人も多く書いているのか。

事務局：詩の半数以上は町人です。また、武士から町人まで幅広く詩が詠まれていることから、当時の鳥取の文化概況が良く分かる資料です。

出席委員全員でレプリカを閲覧

委員：吉岡温泉記と吉岡温泉吟詠草は2巻で一体であり、それが箱に納まっていると捉えている。文化財としての員数が1函(2点)という表現はふさわしいか。

事務局：年代が古い箱の重要性はあり、一括(巻子2巻及び函1点)とさせていただきたい。なお、本日欠席の委員に事務局より事前に説明をさせていただき、指定については問題ないとの認識を確認させていただいておりますことを報告します。

出席委員全員一致で指定については異議なし。

(2) 鳥取市指定文化財の解除について

「木原神社の夫婦杉」について

事務局：資料2により指定を解除する経緯と理由について説明。

委員：もう既に伐採されており、倒木の危険を避けるためのやむを得ない措置であるため、致し方ない。

委員：先日、鶴岡八幡宮の御神木である大イチョウが風で倒れ、ヒコバエを代わりに育てていく話があったが、木原神社の夫婦杉は、ヒコバエを育てていくような代替地は無いか。

委員：木原神社の境内は非常に狭く、代替地は無い。

事務局：固体数の少ない天然記念物などの動植物は、将来につなげていくような方法も考えていく必要があると考えます。

出席委員全員一致で指定解除については異議なし。

4 報告事項

(1) 平成22年度主要事業及び予算の概要について

事務局：資料3により平成22年度の文化財課の主要事業及び予算について説明。

委員：9番の美歎水源地についてだが、整備が終了し美歎水源地が一般に公開されるのはいつになるのか。

事務局：平成30年度からです。ただ、年に1回、一般の方の見ていただけるよう一般公開をしています。今後も続けていきたいと思えます。

委員：美歎水源地の入口付近の桜の木がテングス病になっているが、地域の方をお願いして伐ってしまい、新しい桜を植えるなどの方法を地域の方に相談しているか。

事務局：美歎水源地を整備していく上で、植栽関係は水道施設が稼働していたところに近い状態にしていこうと考えています。今、水道局が地元へ委託して草刈等の管理をしていただいているが、非常に熱心にかかわっていただいております。今後も、地元の協力を得ながら整備を進めていこうと考えています。

委員：6番の歴史民俗資料館の運営費について、この程度の予算で運営できるのか。

事務局：施設の管理運営は教育委員会の各分室において予算執行等を行っています。市町村合併時の管理運営方法、予算を引き継いで行っています。今後、鳥取市全体として、旧町村にあった民俗資料館自体のあり方を検討していくこととしています。

(2) 国登録有形文化財の登録について

事務局：資料4により「五臓圓ビル」の登録について経過と内容を説明。

出席委員全員了解。

(3) 国登録有形民俗文化財の登録について

事務局：資料5により「佐治の板笠製作用具及び製品」の登録について経過と内容を説明。

出席委員全員了解。

5 その他

事務局：3月15日の鳥取県文化財審議会で鳥取市河原町の「枕状溶岩」が県指定天然記念物に指定の答申を得た旨を報告。

6 閉会